尾鷲市小規模事業者振興資金利子補給金交付要領

（目的）

第１条　この要領は、市内の小規模事業者に対し、借入金利子の一部を補給することにより、資金調達の円滑化、経営基盤の安定化を促進し、もって市内の小規模事業者の育成及び振興を図ることを目的とする。

（利子補給金の交付対象資金）

第２条　利子補給金の交付対象となる資金は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が行う小規模事業者経営改善資金貸付及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付による設備及び運転資金とする。

（交付対象者）

第３条　利子補給の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

（１）　主たる事業所又は営業所を市内に有する小規模事業者

（２）　市税を滞納していない者

（３）　小規模事業者経営改善資金においては、商工会議所の経営指導を受けていること。

（４）　生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付においては、生活衛生同業組合又は生活衛生営業又は生活衛生営業指導センターの経営指導を受けていること。

（利子補給金の補給率及び期間）

第４条　利子補給金の補給率は設備資金を年０．５パーセント、運転資金を年０．２５パーセントとして、期間は１年間とする。

（交付の申請）

第５条　利子補給金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、毎年１月から１２月に償還した利子について、翌年１月末日までに小規模事業者経営改善資金については商工会議所を窓口として、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付については生活衛生同業組合又は生活衛生営業指導センターを窓口として利子補給金交付申請書（第１号様式）に借入金の償還表の写し及び利息支払証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条第１項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、利子補給金の交付を決定したときは利子補給金交付決定通知書（第２号様式）により、利子補給金の不交付を決定したときは利子補給金不交付決定通知書（第３号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（利子補給金の請求等）

第７条　前条第２項の交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに利子補給金交付請求書（第４号様式）により、

市長に利子補給金を請求するものとする。

２　市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により、利子補給金の交付決定を受けたとき。

（２）　利子補給金の交付に係る施設、又は設備を借入期間内に譲渡又は貸与したとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

（利子補給金の返還）

第９条　市長は、前条の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合で、当該取消しの部分に係る利子補給金が既に交付されているときは、利子補給金の返還を命ずることができる。

（委任）

第１０条　この要領に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成３０年８月２７日から適用する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。ただし、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の利子補給金については、令和７年４月１日以降に償還した利子について適用する。